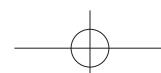


第4章

留学生への情報

Chapter 4:

Information for International Students



■ 第4章 留学生への情報

◎留学生は、「第3章 II. 市役所等での手続」のほか、在留期間の更新など本章に記載の手続について、遗漏のないように行ってください。

4-1. 査証、在留資格、在留カード

日本の出入国管理は「出入国管理および難民認定法」を基本とする関係法令により、各種の手続きが行われています。決められた手続きについて期日以内に届出しないと罰金などによる処分が科されることがあります。適正に日本に在留するための必要な情報は、自分で責任を持って収集し、時間に余裕をもって準備してください。

(1) 査証とは

日本に上陸しようとする外国人は、原則として有効な旅券（パスポート）を所持していることのほかに、所持する旅券に日本大使館または総領事館等で査証（ビザ）を取得していなければなりません。

査証は、その外国人の所持する旅券が有効なものであることを「確認」ととともに、当該外国人の日本への入国及び在留が査証に記載されている条件の下において適当であるとの「推薦」の性質を持っています。

その上で、日本への入国に際しては、入国審査官による審査を受け、「在留資格」・「在留期間」を決定され、旅券に証印を受けてはじめて入国できます。



(2) 在留資格とは

入管法は、在留資格を基本として、外国人の入国・在留の管理を行う仕組みを採用しています。在留資格は、外国人が日本に在留して一定の活動を行うことができる法的地位で、在留資格の種類は、その外国人が日本で行う活動の内容に応じて入管法で定められています。

在留資格は旅券の「上陸許可証印」シールに表記されます。有効期限に関わらず、許可された活動に従事しなくなった場合は失効となります。



(3) 在留カードとは

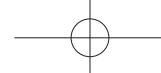
在留カードは、90日を超える中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留にかかる許可に伴って法務大臣から交付されるものです。成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港などから入国する場合、旅券に上陸許可の証印をするとともに、在留カードが交付されます。小松空港では交付されず、住民登録から約10日後に郵送されます。



在留カードには偽造防止のためのICチップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されます。16歳以上の人には、法令により、在留カードを常に携帯しなければなりません。携帯しなかった場合、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

● 在留カード記載情報の変更

住居地以外で在留カードに記載された情報に変更があったときは、14日以内に、出入国在留管理局に届け出てください。



● 在留カード再交付

在留カードの紛失、盗難、滅失、著しい汚損等があった場合は、その事実を知った日（海外で知ったときは再入国の日）から14日以内に、出入国在留管理局に再交付を申請してください。

住所変更、紛失による再発行、漢字氏名追加による再発行など、情報が更新された在留カードを受け取ったら、速やかに留学生係（ryugaku@ml.jaist.ac.jp）へ両面コピーをメール添付にて提出してください。

● 本学における在留カードの取扱い

留学生から在留カードの写し（両面）を提出してもらうことで本学が取得する、在留カードに記載されているすべての情報は、次の業務でのみ利用し、これらの目的以外には利用いたしません。

- ・在留資格の管理に関する業務
- ・学籍管理、修学指導に関する業務
- ・奨学金申請等の修学支援に関する業務
- ・TA、RA、LA等の雇用に関する業務
- ・外国人留学生データ等の統計処理業務
- ・その他、本学の教育・研究、管理・運営上必要な業務

※本学では、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学個人情報管理規則」等を制定し、本学が保有する個人情報の適正な管理と保護に努めています。

4-2. 在留期間の更新

在留期間を超えて、引き続き日本での在留を希望する場合は、在留期間の更新許可申請が必要です。申請は、在留カードに記載されている在留期間の満了日の3ヶ月前から可能です。満了日を過ぎると不法滞在になりますので、満了日までに自己責任で必ず出入国在留管理局で申請を行ってください。

申請には、大学が作成し、学長印が押印された「所属機関等作成用」申請書が必要です。

手続きの流れ

準備：出入国在留管理局への申請書類の確認



STEP1：留学生係へ「在留期間更新許可申請書（所属機関等作成用 2ページ）」の作成を依頼するため、発行願様式をメール添付にて提出

※学内情報のページから様式ダウンロード

JAISTホームページ > 学内情報（学内専用） →留学生への情報 →在留期間の更新について

※発行願受付締切：毎週月曜日 申請書発行日：締切日以降の最初の金曜日

※在留カードの両面コピーと成績通知書をあわせて提出すること



留学生係で「在留期間更新許可申請書（所属機関等作成用 2ページ）」を受け取る



STEP2：出入国在留管理局へ申請書類を提出する



出入国在留管理局における審査（2週間～2ヶ月かかります）



出入国在留管理局から審査結果のハガキが届く

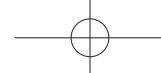


出入国在留管理局へ審査結果を受け取りに行く



STEP3：留学生係へ新しい在留カードの両面コピーをメール添付にて提出する

※受けとったら速やかに提出すること



出入国在留管理局への申請書類

① 在留期間更新許可申請書（申請人等作成用 3ページ）

※様式は学内情報のページからダウンロード可能

JAISTホームページ>学内情報（学内専用）→留学生への情報→在留期間の更新について

※黒のペンで記入すること。鉛筆や消せるペンは不可。両面印刷は不可。

② 在留期間更新許可申請書（所属機関等作成用 2ページ）

※留学生係が作成します。

③ 写真

※縦4cm×横3cm

※申請前3ヶ月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。

※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付してください。

④ パスポート、在留カード、学生証

⑤ 在学証明書

※Mαプログラム学生：プログラム決定後の標準修業年限が記載された在学証明書

（発行は教育支援課教務係に直接申請すること）

⑥ 成績証明書

※新入生：JAISTの成績証明書と直前に在籍していた大学や日本語学校等の成績証明書

※学内進学者：JAISTの博士後期課程と博士前期課程の成績証明書

※非正規生：研究生期間が記載された在籍証明書と研究内容証明書

※過去に非正規生だった者：JAISTの成績証明書と研究生期間の在籍証明書と研究内容証明書

※留学生：JAISTの成績証明書と留年理由書

※休学後に復学した者：JAISTの成績証明書と休学許可書のコピー

⑦ 経費支弁に関する書類

A. 申請人が学費・生活費を支弁する場合

例) 奨学金受給証明書、申請人名義の預金通帳のコピーもしくは預金残高証明書、アルバイトの給与明細や源泉徴収票のコピー

B. 本国からの送金により学費・生活費を支弁する場合

例) 送金証明書、送金事実が記載されている申請人名義の預金通帳のコピー、送金者名義の預金残高証明書

C. 申請人以外の日本に居住する者が経費を支弁する場合

例) 送金証明書、経費支弁者の課税証明書・源泉徴収票・預金残高証明書のコピー

⑧ 4000円分の収入印紙

※出入国在留管理局のあるビル内の売店でも購入可能

【注意事項】

➤提出書類は日本語または英語で作成してください。

➤審査過程でさらに追加書類が求められる場合があります。

➤新しい在留カードを受け取ったら、必ず速やかに留学生係へ両面コピーをメール添付にて提出してください。

4-3. 一時出国、再入国、帰国

留学生が一時出国して帰国したり、第3国へ行くとき、帰国するときには、次の手続きをしてください。

(1) 一時出国届

指導教員に報告し、許可を得てから、一時出国届をメール添付にて留学生係へ提出してください。

様式は本学ホームページからダウンロードできます。

<本学ホームページ→学生生活→学生生活案内→海外渡航届/一時出国・帰国届>

(2) みなし再入国許可の申請

有効な旅券（パスポート）及び在留カードを所持する外国人が出国する際、出国後1年以内に日本での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要はありません。この制度を「みなし再入国許可」といいます。

出国する際に、必ず在留カードを提示してください。また出国カード（EDカード）に「一時的な出国であり、再入国する予定です」と書かれているチェックボックスに□を書いて再入国の意思を示してください。

みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内、もしくは在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その在留期限までに再入国しないと在留資格が失われることになりますので、注意してください。

The image shows the 'Embarkation Card for Reentrant (DEPARTURE)' form. The 'Reentry Permit' section is highlighted with a red box. It contains two checkboxes: '1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。' (I am leaving Japan temporarily and will return.) and '2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。' (I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.). Below these boxes is a note in parentheses: '(地方入国管理局等で再入国許可を受けており、その有効期間内に再入国情定のない方は、記して下さい。) (Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)'. There is also a signature line and an 'Official Use Only' note.

(3) 再入国許可の申請

有効な旅券（パスポート）及び在留カードを所持する外国人が一時的に出国し、出国後1年以上経過した後、許可されている在留期間内に再入国し再び日本での活動を継続しようとする場合には、出国する前に再入国の許可を受けておけば、海外で日本の在外公館に出頭して改めて査証（ビザ）を取得する必要がなくなります。しかし、再入国の許可は上陸の許可そのものではありませんので、日本に再入国する場合には、出入国港において、改めて入国審査官による上陸のための審査を受ける必要があります。

再入国許可は、1回限り有効なものと、数次回有効なものがあります。再入国の許可の有効期間は、在留期間の満了日までになっており、最長は5年（特別永住者の場合は6年）です。

再入国許可申請の手続きについては法務省のページを確認してください。

出入国在留管理局への申請書類

- ① 再入国許可申請書
- ※黒のペンで記入すること。鉛筆や消せるペンは不可。両面印刷は不可。
- ② 旅券
- ③ 在留カード
- ④ 学生証
- ⑤ 3000円の収入印紙（数次再入国許可の場合は6000円）

※出入国在留管理局のあるビル内の売店でも購入可能

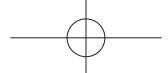
【注意事項】

- 再入国許可の有効期限は、在留期間の満了日を超えることはできません。したがって、一時帰国やその他の国へ行く予定がある場合、まず在留期間を確認し、必要があれば在留期間の更新をしてから、再入国の許可申請をしてください。
- 出国するときにも在留カードを携帯してください。

(4) 帰国

在留カードを所持する者が、日本にもどる予定がなく帰国する場合は、出国する空港で在留カードを返却してください。

「修了時または退学時に必要な手続き」（本章の最終ページに掲載）を必ず読んでください。



4-4. 在留資格変更

在留資格「留学」の活動をやめて、新たに別の在留資格に属する活動を行おうとする場合には、在留期間が残っていても、在留資格変更の許可申請を出入国在留管理局で行う必要があります。これは、留学生としての活動を行っていないからです。

なお、入管法には「活動」を行なっていない人に対して「在留資格取消し制度」があります。在留資格が取り消されると不法滞在となり、収容・強制送還の対象となります。

(1) 日本で就職する場合

就職先の会社に、何の在留資格に変更しなければならないか確認してください。そして、その在留資格への変更に必要な在留資格変更許可申請書、そのほか必要な書類を用意し出入国在留管理局で申請してください。申請書の中には、「所属機関等作成」の申請書があり、この部分は就職予定先の会社が作成する必要があるので、事前に作成を依頼してください。

(2) 修了後も引き続き就職活動を継続する場合

これまで就職活動を行ってきた人が修了後も継続するためには、在留資格「特定活動」への変更の許可申請を出入国在留管理局で行う必要があります。就職活動を行ってきていません人や非正規生・退学者は申請できません。

また、大学は就職活動の実績を判断して推薦書を発行します。このため、十分な実績がない人に対しては推薦書を発行しません。申請するにあたり、就職活動を行ってきたことを証明する書類の提出が求められるので、企業とのやり取りのメールなどは削除せずにとおきましょう。その推薦書をもって出入国在留管理局に申請できますが、出入国在留管理局での審査で不合格となることもあります。推薦状の発行については必ず在学期間中に就職支援係に依頼してください。

出入国在留管理局への提出書類については下記のとおりです。

「特定活動」の申請書類

① 在留資格変更許可申請書（U その他）

※用紙は出入国在留管理局で入手するか、または出入国在留管理庁HPからもダウンロードできます。

学内情報のページからダウンロードする場合：

JAISTホームページ > 学内情報（学内専用） → 留学生への情報 → 他の重要情報

※申請人等作成用のみ必要です。所属機関等作成の申請書は不要です。

② 証明写真

※縦4cm×横3cm

※申請前3ヶ月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。

※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付してください。

③ パスポート、在留カード

④ 経費支弁能力を証明する文書

⑤ 本学の修了証明書 1通

⑥ 本学による継続就職活動についての推薦状 1通

⑦ 継続して就職活動を行っていることを明らかにする資料

⑧ 4000円分の収入印紙

※名古屋出入国在留管理局金沢出張所のあるビル内の売店でも購入可能

【注意事項】

➢提出書類は日本語または英語で作成してください。

➢審査過程でさらに追加書類が求められる場合があります。

➢新しい在留カードを受け取ったら、必ず速やかに就職支援係へ写しを提出してください。

(3) 収入を伴う事業運営活動、又は報酬を受ける活動を専ら行う場合

在留資格「留学」から在留資格変更をしないでこのような活動を行うと処罰または強制退去の対象になります。



4-5. 資格外活動許可

在留資格「留学」の学生は、日本での就労が認められていません。もし学資その他の必要経費を補うためにアルバイトを希望する場合は、事前に出入国在留管理局で「資格外活動許可」を受けなければなりません。

出入国在留管理局への申請書類

- ① 申請書（出入国在留管理局のHPから入手できます）
学内情報のページからダウンロードする場合：
JAISTホームページ > 学内情報（学内専用） → 留学生への情報 → 資格外活動許可について
- ② 申請に係る活動の内容を明らかにする書類 1通
- ③ 在留カード
- ④ 旅券

※手数料は無料です。

【注意事項】

- 資格外活動許可により、1週間28時間以内、学則上の長期休業期間中（春期休業・夏期休業・冬期休業）は1日8時間以内のアルバイトが可能です。
- 休学中は、アルバイトは認められません。
- 学内で行う教育又は研究を補助する活動（研究員、TA、RA、LAなど）については、資格外活動許可は不要です。
- 許可を受けずにアルバイトをしたり、許可された範囲（※）を超えてアルバイトしたりすると、処罰の対象となります。場合によっては退去強制の対象ともなるので充分に注意してください。
※風俗営業や風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは禁じられています。スナック、ナイトクラブ、客の接待をして飲食させるバー・喫茶店などでは皿洗いや掃除をすることも禁止されていますので絶対にしないでください。

4-6. 休学、在留資格取消、退去強制

(1) 休学

在留資格「留学」は、日本で教育機関に在籍して教育を受ける活動を行う者に与えられている在留資格なので、休学、すなわち大学で勉強や研究活動を行わない場合は、「留学」の在留資格を満たさないとみなされ、在留資格「留学」のままで日本に滞在し続けることはできません。

また、休学中に在留資格「留学」のまま、アルバイトを行うことも認められていません。

在留資格にあった活動を3ヶ月行わずに在留している場合には、在留資格取り消しの対象となりますので、休学中も日本に留まる必要がある場合は、休学前に出入国在留管理局に相談して、その活動に応じた在留資格へ変更してください。

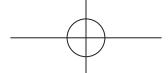
(2) 在留資格取消

在留資格の取消しとは、日本に在留する外国人が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた場合や、在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合などに、当該外国人の在留資格を取り消す制度です。

取り消す場合は入管法に規定されており、たとえば、次の事実が判明したときです。

- 在留資格に係る活動を継続して3ヶ月以上行っていない場合（ただし、当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除きます）
- 新たに中長期在留者となった者が、当該許可を受けてから90日以内に、法務大臣に住居地の届出をしない場合
- 中長期在留者が、法務大臣に虚偽の住居地を届け出た場合ほか

在留資格が取り消されることになった場合、30日を上限として指定された期間内に自主的に出国するか、直ちに退去強制の対象となります。



(3) 退去強制

日本に不法に入国したり、在留期限を超えて在留したりするなど、入管法第24条に規定する退去強制事由に該当する外国人は、出入国在留管理庁により強制的に国外へ退去させられます（退去強制）。

強制送還後は、5年間（事情によっては10年間）、日本に入国することはできません。

4-7. 家族の呼び寄せ

母国の家族を日本へ呼び寄せるには、自分の学費の他に家族の生活費も全額負担するだけの財政保証が必要です。また、家族を支えながら大学院の学業を修めることはとても困難です。例えば、家族の通院又は小学校や保育園への入学・入園等に係る手続をすべて日本語で行う必要があります。そのため、母国の家族を呼び寄せる前に、よく考え、指導教員にも相談し、学業計画をきちんと立ててください。学業の負担にならずに家族の呼び寄せが可能だと判断できた場合、以下の手続を行ってください。

呼び寄せる家族は、在留資格「家族滞在」を得る必要があります。「家族滞在」の在留資格で日本に滞在できる家族とは、留学生の扶養を受ける配偶者と子供です。留学生本人が安定的かつ継続的な扶養能力を有していることが必要とされます。

手続方法は留学生本人が家族の申請代理人として、名古屋出入国在留管理局金沢出張所へ、家族の「在留資格認定証明書」の交付申請を行うのが典型的な方法です。手続には4～8週間かかります。ただ最も早く査証を取得する方法は国によって違うので自国内の日本大使館に問い合わせてください。留学生係が留学生の家族の申請の代行をすることはできません。

なお、「家族滞在」の在留資格でのパートタイム労働やアルバイトをする場合は、「資格外活動許可申請」を事前にしなければなりません。

【申請書類】

- ① 在留資格認定証明書交付申請書（用紙は、出入国在留管理局のHPから入手できます。）
- ② 留学生と申請人である家族との身分関係を証する文書
戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書等のいずれかで、扶養者との母国での法律上の身分関係の記載のあるもの。
- ③ 留学生の在留カードの写し又は旅券の写し
- ④ 留学生的収入を証する文書（留学生が家族の生活費用を支弁できることを証するもの）
＊ 私費留学生は留学生名義の預金残高証明書又は送金事実を証明する文書
＊ 国費留学生は「国費外国人留学生証明書」
- ⑤ 留学生的在学証明書
- ⑥ 申請人（家族）の写真1枚（縦4cm×横3cm）申請日の前3か月以内に撮影されたもの。
- ⑦ 返信用封筒（404円分切手を添付したもの（簡易書留用））

注）個別の案件によっては「その他参考となるべき資料」の提出を求められる場合があります。

4-8. 畜産物や果物・野菜の日本への持ち込み

海外から日本へ『肉製品などの畜産物（※）や果物・野菜』を持ち込むことは、数量の多少や輸送形態（手荷物・携帯品や郵便物）に関わらず法律で禁止されています。（事前に輸出国の政府機関が発行する検査証明書がある場合を除く）

※肉製品などの畜産物：肉・臓器、肉を含む加工品（例：ジャーキー、ハム、ソーセージ、ベーコン、肉まん、餃子等）、卵 等

●母国の家族や知人に對し、郵便物として日本に肉製品などの畜産物や果物・野菜を送付しないように伝えてください。

（空港の検疫で破棄されます）

●インターネットを通じて、海外から肉製品などの畜産物や果物・野菜を購入しないでください。

詳細：農林水産省動物検疫所 <https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>



4-9. 日本での運転

自動車やバイクの運転は、自己責任であり、大きなリスクや費用を伴うため、本学は留学生に対して、自分で所有せずに公共交通機関を利用するよう強く勧めます。

誤った理解は、大きな不利益を招きます。安易な情報源に頼らず、公的機関で確認してください。

(1) 自動車

1) 日本で有効な運転免許証

日本で自動車を運転するためには、次のいずれかの免許証を所持している必要があります。

免許証を持たずに運転をすると、事故を起こさなかったとしても、罰金を科されます。特に、有効な免許を受けていないのに運転をした場合、罰金が高額になるので、免許を受けていない場合は絶対に運転をしないでください。

① 日本の運転免許証

② 道路交通に関する条約：ジュネーブ条約（加盟国はP59参照）に基づく国際免許証（ただし、取得後連続してその国に滞在歴があること）

③ 外国（スイス連邦、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国及び台湾）の免許証（ただし、政令で定める者が作成した翻訳文*が添付されているものに限る。）

* 翻訳文については、JAF(Japan Automobile Federation)へ問い合わせてください。

JAF石川支部 住所：金沢市新保本4-8 TEL：076-249-1252

ホームページ：<https://jaf.or.jp/>

2) 日本で運転できる期間

① 日本の免許証：有効期間内

② 国際免許証及び③外国の免許証：

日本に上陸した日から1年間又は当該免許証の有効期間のいずれか短い期間（住民登録している者が日本から出国し、3ヶ月未満のうちに再び日本に上陸した場合、その上陸日は運転可能期間の起算日とはならないので注意すること。）

3) 自国の運転免許証から日本の運転免許証への切り替え

日本で住民登録した者が日本で運転をするには、自国の免許証を日本の免許証に切り替える必要がありますが、その場合は以下の要件を満たさなくてはなりません。

① 保有する自国の運転免許証が有効であること。

② 自国の運転免許証を取得後、当該発給国で通算して3ヶ月以上の滞在期間があること。

申請は予約制です。石川県運転免許センターに必要書類を問い合わせ、書類が準備できたら予約の電話をしてください。適性試験、自動車運転知識に関する確認、自動車運転技能についての運転確認に合格すると日本の運転免許証が交付されます。

詳細は下記のホームページでも知ることができます。

石川県運転免許センター： 金沢市東蚊爪町2丁目1番地 TEL: 076-238-5901

<https://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/>

「運転免許」をクリック → 「外国運転免許証の切替え」をクリック

* 日本語が理解できない場合は、必ず通訳できる方を同伴してください。

公共交通機関で行く場合のアクセス方法は、石川県運転免許センターのHPで確認してください。

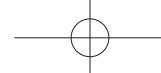
4) 自動車学校

日本で運転免許証を取得する場合は、原則的には自動車学校へ入ることとなり、かなりの費用（約30万円）を必要とします。

以下の自動車学校は送迎バスサービスがあります。バス停はJAISTシャトルバスのハイテクセンター前です。入校希望者は本学売店で相談してください。

北陸中部自動車学校：白山市上安田町239番地 TEL: 076-277-0033

なお、自動車学校を卒業しただけでは運転免許証は交付されません。自動車学校卒業後に、石川県運転免許センターで試験を受けて合格した場合、運転免許証が交付されます。



(2) 自動二輪車・原動機付自転車・自転車

1) 自動二輪車（バイク）

自動二輪車（50cc以上の排気量を持つエンジン付き二輪車）の国際免許証（ジュネーブ条約加盟国に限る）を持っている場合は、日本でバイクを運転できます。有効期限は自動車の期限と同様です。

日本のバイクの免許（小型・中型・大型の3ランク）を取得したい場合は自動車学校に通い、石川県運転免許センターで試験を受けて合格しなければなりません。

2) 原動機付自転車（原付バイク）

原動機付バイクのみの運転免許証は、直接運転免許センターで学科試験（交通法規等）等を受け、合格すれば取得できます。

3) 自転車

自転車を利用する際には盗難を避けるため、自転車に住所・氏名をはっきり書き、必ず鍵を（極力二重に）かけてください。自転車を買うときには、防犯登録制度の手続を忘れずにしてください。

また、放置自転車は、動かしただけで窃盗罪に問われる所以絶対に乗ってはいけません。

(3) 日本の交通法規

日本では自動車は道路の左側を走行し、歩行者は右側を通行しなければなりません。また、無免許運転、飲酒運転、スピード違反、運転中の携帯電話の使用は特に厳しく罰せられます。飲酒運転の場合、運転手のみならず同乗者も重い罰金を科せられます。道路にはいろいろな交通標識があるので、よく見て必ず全て守ってください。

JAF(Japan Automobile Federation)が「交通の教則」という本を出版しています。中国語、英語、ポルトガル語、スペイン語の訳本があります。中国語、英語の訳本は学生支援課にあり閲覧できます。訳本は下記のJAF支部店もしくは郵送、または電子書籍として購入できます。

JAF石川支部

住所：金沢市新保本4-8 TEL : 076-249-1252

ホームページ：<https://jaf.or.jp/>

道路交通法の違反は、重罪であり、運転免許証の有効停止等にとどまらず、在留資格の取り消し等につながる可能性もあります。また、交通事故の加害者になった場合も重い処分と莫大な弁済費が課されます。

(4) 交通事故

加害者であるか否かに関わらず、事故にあったら以下の手順にしたがってください。

① ほかの交通の流れを乱さないように、事故車を安全な場所に移動し、エンジンを切る。

※ これにより、ほかの人を事故に巻き込むことを防ぎます。

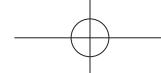
② 負傷者がいる場合はすぐに119番で救急車を呼びましょう。また、負傷者を安全な場所に移して救急車や医者が到着するまで応急処置を続けてください。

※ 応急手当をするときは必要以上に負傷者を動かしてはいけません。頭部にけがを負っている場合は出来る限り動かしてはいけません。

③ ただちに警察に110番で事故を報告し、場所などをしっかりと伝えましょう。

補足

- 相手の運転手の運転免許証を確認し、名前、住所、電話番号を控えておきましょう。
- 目撃者がいれば、彼らの名前、住所、そして電話番号も控えておきます。
- 保険会社にもできるだけ早く連絡しましょう。
- 自分では大丈夫だと思っても病院に行きましょう。その時は医師に交通事故にあった旨を伝えてください。
- 本学の学生支援課（TEL:0761-51-1932）にも報告しなければなりません。



(5) 保険

自動車事故を起こした場合、日本では状況によっては高額な賠償金を相手のケガや修理費に対して払わなければなりません（被害・加害を問わず国民健康保険は使えません）。また、他人を死亡させてしまった場合の損害賠償額は億単位になることもあります。そこで車及びバイクを購入した際は万一の事故に備えて、加入が義務付けられている自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）とは別に、必ず任意保険にも加入する必要があります。

自賠責保険は対人保険であり、保険の支払は他人に対する人身損害に限られます。また保険額にも限度があります。任意保険では、自賠責保険の限度額を超えた補償や補償対象にならない損害を補償することが出来ます。大抵の保険は対象となる運転者が限定されています。自身の加入した保険の内容を熟知し、その保険の対象でない人に車及びバイクを貸さないでください。対象でない人が事故を起こした場合、この保険では事故によって生じた損害を補償できません。

- ① 被害者は、加害者に対して事故による被害全ての損害賠償額を求めます。しかし、被害者にも過失があれば損害賠償額はそれに応じて減額されます。
- ② 運転手が任意保険に加入している場合は、その保険会社が被害者と交渉をします。被害者と加害者が保険会社を通さずに交渉を収めようとした場合は、保険会社からの支払いが出ないので、注意してください。
- ③ 示談交渉では保険会社から提示された損害賠償額が妥当であることをしっかりと確認してください。

(6) 車検・納税

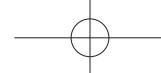
自動車及び250cc以上のバイクについては、2年毎に車検（新車の場合1回目は3年後）を受けなければなりません。自賠責保険については、この車検の際に自動的に加入することになっていますが、250cc未満のバイクには車検の義務がないため、自賠責保険の有効期限を確認しておいてください。なお、自賠責保険と任意保険は、有効期間内に更新する必要があるので必ず手続してください。自賠責保険の有効期限が切れたバイク等に乗っていることが発覚した場合、罰金などの行政処分の対象となることがあります。

また、自動車、自動二輪車、原動機付自転車の所有者は、毎年5月初旬頃に納付書が届き次第、必ず納税しなければなりません。

(7) 車庫証明

自動車は購入時に駐車場の確保（車庫証明書の取得）が必要です。車庫証明書を申請したい場合は市営JAISTパーキング利用者のみ可能となりますので、能美市管財課で手続きをしてください。

なお、友人等から自動車を譲り受けた場合も、様々な法的手続が必要なので、必ず自動車販売会社等に相談してください。



(8) 標識・標示等



(9) ジュネーブ条約締結国一覧

この表にない国の国際免許証は、日本では無効です。

2022.6.27現在

アジア	フィリピン	アフリカ	中央アフリカ	ヨーロッパ	チュニジア	ポルトガル	ヨーロッパ	スロベニア	アメリカ	ベネズエラ
	インド		エジプト		ウガンダ	オーストリア		リトアニア		ジャマイカ
	タイ		ガーナ		ジンバブエ	ベルギー		クロアチア共和国		ニュージーランド
	バングラデシュ		アルジェリア		ナミビア	ポーランド		リヒテンシュタイン公国		フィジー
	マレーシア		モロッコ		ブルキナファソ	アイルランド		エストニア共和国		オーストラリア
	シンガポール		ボツワナ		ナイジェリア	ハンガリー		アメリカ		バブアニューギニア
	スリランカ		コンゴ民主共和国		イギリス	ルーマニア		カナダ		香港
	カンボジア		コンゴ共和国		ギリシャ	アイスランド		ペルー		マカオ
	ラオス		ベナン		ノルウェー	ブルガリア		キューバ		フランスの海外領土
	大韓民国		コートジボワール		デンマーク	マルタ		エクアドル		アルバ
	ブルネイ・ダルサラーム国		レソト		スウェーデン	アルバニア		アルゼンチン		キュラソー島
	トルコ		マダガスカル		オランダ	ルクセンブルク		チリ		シント・マールテン
	イスラエル		マラウイ		フランス	モナコ		パラグアイ		ケイマン諸島
	シリア		マリ		イタリア	サンマリノ		バルバドス		マン島
	キプロス		ニジェール		ロシア	バチカン		ドミニカ共和国		ガーンジー
中近東	ヨルダン		ルワンダ		セルビア	キルギス		グアテマラ		ジャージー
	レバノン		セネガル		モンテネグロ	ジョージア		ハイチ		ジブラルタル
	アラブ首長国連邦		シエラ・レオネ		スペイン	チエコ		トリニダード・トバゴ		アメリカの海外領土
	アフリカ	南アフリカ	トого		フィンランド	スロバキア				

警視庁HP参考:<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/menkyo/menkyo/kokugai/kokugai04.html>

4-10. 名古屋出入国在留管理局金沢出張所の案内

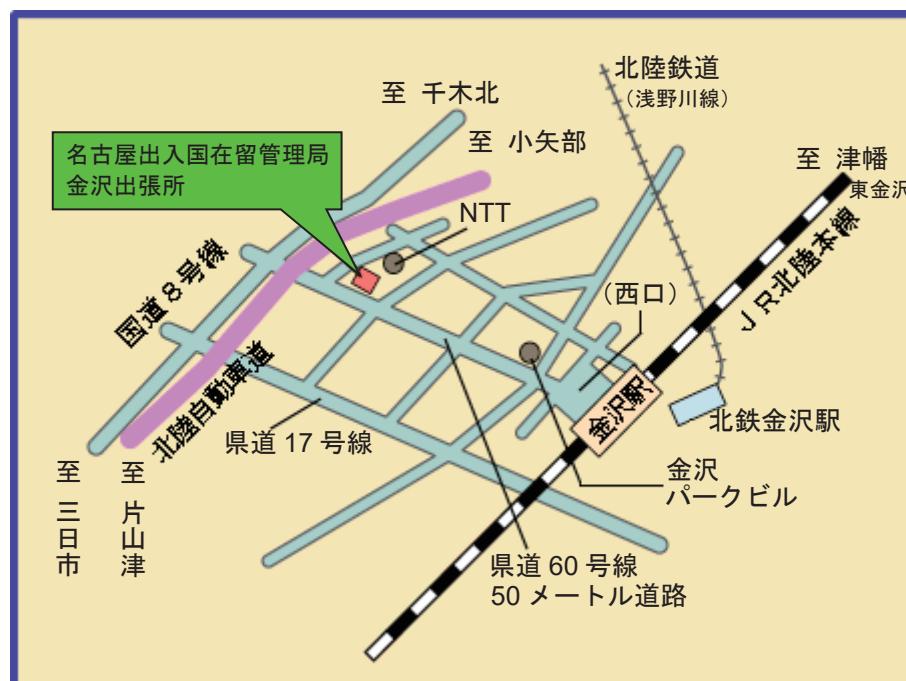
名古屋出入国在留管理局金沢出張所

住所：〒920-0024 金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎 1 階

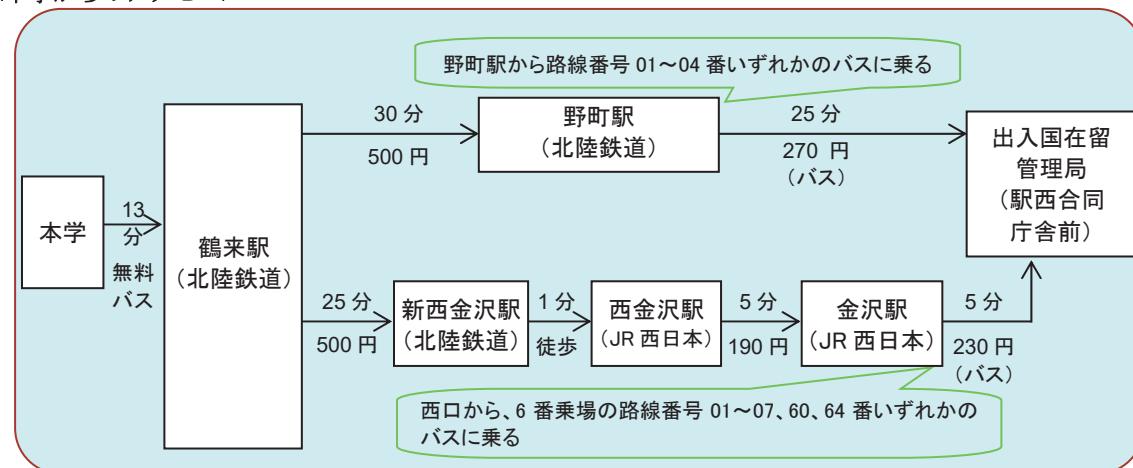
受付時間：月～金曜 9:00～12:00、13:00～16:00

※土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

Tel: 076-222-2450



〈本学からのアクセス〉



また、名古屋出入国在留管理局では入国管理関係の各種相談を電話でも受け付けています。

外国人在留総合インフォメーションセンター(名古屋)

住所：〒455-8601 名古屋市港区正保町 5-18

受付時間：月～金曜 8:30～17:15 ※土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

TEL: 0570-013904 (英語、韓国語、中国語、スペイン語等)

E-mail: info-tokyo@i.moj.go.jp

<http://www.immi-moj.go.jp/info/>

留学生が修了または退学するときに必要な手続き

※JAISTを長期間離れる場合に必要な手続きについては個別に留学生係に確認すること

1. 修了または退学後に帰国する場合

項目	時期	注意事項
入国管理局への手続き		
<input type="checkbox"/> 在留カードの返却	出国審査のとき	
市役所での手続き		
<input type="checkbox"/> 転出届	出国の14日前から受付	在留カードと国民健康保険被保険者証を持参する。
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証の返却	出国の14日前から受付	払いすぎた保険料があれば還付手続きをとれる。 在留カードと帰国日を証明する書類（航空券など）を提示する。
<input type="checkbox"/> 国民年金の脱退手続	出国の14日前から受付	在留カードと年金手帳を持参する。
大学への手続き		
<input type="checkbox"/> パスポートの出国印のページの写真の提出	出国後すぐ	メールで留学生係へ提出する。
<input type="checkbox"/> 学生証の返却	JAISTを離れる前までに	学生生活係へ返却する。
郵便局		
<input type="checkbox"/> 出国の連絡をして配達物をとめる	JAISTを離れる前	在留カードを持参
学生寄宿舎に入居している場合		
<input type="checkbox"/> 退去手続き	案内メールに従う	問合せ：学生生活係
<input type="checkbox"/> ガスの解約	退去日が決まり次第	問合せ：株式会社雄神 TEL:076-252-6131
<input type="checkbox"/> ごみ捨て ※ごみを残していかないこと！	退去日までに	問合せ：学生生活係 粗大ごみは能美美化センターへ持ち込む。
金融機関に口座を持っている場合		
<input type="checkbox"/> 口座の解約手続き	出国前までに	通帳・印鑑・在留カードを持って窓口へ行く。

2. 修了または退学後に帰国せず日本にとどまる場合

①他の市町村へ引っ越しする場合

項目	時期	注意事項
入国管理局への手続き		
<input type="checkbox"/> 在留資格の変更	修了する前までに	問合せ：留学生係
<input type="checkbox"/> 「離脱」の届出	修了する前までに	問合せ：留学生係
市役所での手続き		
<input type="checkbox"/> 転出届	引越しの14日前から引越しまで	問合せ：引越し前の市町村役場 在留カードと国民健康保険被保険者証を持参する。
<input type="checkbox"/> 転入届	引越し後14日以内	問合せ：引越し先の市町村役場
大学への手続き		
<input type="checkbox"/> 学生証の返却	JAISTを離れる前までに	学生生活係へ返却する。
郵便局		
<input type="checkbox"/> 転居届	引越し後すぐに	新しい住所が登録された在留カードを持参
学生寄宿舎に入居している場合		
<input type="checkbox"/> 退去手続き	案内メールに従う	問合せ：学生生活係
<input type="checkbox"/> ガスの解約	退去日が決まり次第	問合せ：株式会社雄神 TEL:076-252-6131
<input type="checkbox"/> ごみ捨て ※ごみを残していかないこと！	退去日までに	問合せ：学生生活係 粗大ごみは能美美化センターへ持ち込む。

②現在住んでいる市町村に住み続ける場合

項目	時期	注意事項
入国管理局への手続き		
<input type="checkbox"/> 在留資格の変更	修了する前までに	問合せ：留学生係
<input type="checkbox"/> 「離脱」の届出	修了する前までに	問合せ：留学生係
市役所での手続き		
<input type="checkbox"/> 転居届	引越し後14日以内	在留カードと国民健康保険被保険者証を持参する。
大学への手続き		
<input type="checkbox"/> 学生証の返却	JAISTを離れる前までに	学生生活係へ返却する。
郵便局		
<input type="checkbox"/> 転居届	引越し後すぐに	新しい住所が登録された在留カードを持参する。
学生寄宿舎に入居している場合		
<input type="checkbox"/> 退去手続き	案内メールに従う	問合せ：学生生活係
<input type="checkbox"/> ガスの解約	退去日が決まり次第	問合せ：株式会社雄神 TEL:076-252-6131
<input type="checkbox"/> ごみ捨て ※ごみを残していかないこと！	退去日までに	問合せ：学生生活係 粗大ごみは能美美化センターへ持ち込む。

北陸先端科学技術大学院大学 学生支援課 留学生係 ryugaku@ml.jaist.ac.jp
学生生活係 gakusei@ml.jaist.ac.jp